絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要 (平成4年6月制定・平成5年4月施行)

※H29 改正で新設した事項は赤字

(我が国に生息する希少種の保護) (外国産の希少種の保護) ワシントン条約附属書I掲載種 ◎レッドリストの作成 ◎レッドデータブックの作成 国間渡り鳥等保護条約(協定)通報種 国内希少野生動植物種(第4条第3項) 国際希少野生動植物種(第4条第4項) 販 捕 獲等 売 譲 渡 出 出 売 渡 し等の 目 第 入 禁止 の 目 的 0 一時 12 15 等 的 第 禁 禁 第 0 個 \vec{o} 条第 条第 0 体等 禁 ※ 陳 \mathcal{O} 承 止 12 15 第 禁 正 陳 認の 列 **条第**1 (第 条第2項 9 1 1 止 列 Ò (第 義務付け 条 広 項 項 取 17 広告 告 17 扱 条 項 **※**1. 条 規 0 制 特定第一種国内種は適用除外(第12条 **※** 1 第1項第2号等)。特定国内種事業とし て行う場合には届出が必要(第30条) 下記の場合例外的に譲渡し等が可能 特定第二種国内種は販売・頒布等の目的 での捕獲等・譲渡し等のみ規制(第9条 第2号等) 法第 20 条に基づく、環境大臣 (又は登録機関) の「登録」を 生息 生息地等保護区の指定(第36条第1項) 受けた場合 (第12条第1項第5号) 9 地区指定(890ha) 地 保 ○環境省が指定・管理 護 象牙等で全形を保持しないも のを譲渡しする場合 (第12条第1項第3号等) 保護增殖事業計画(第45条第1項) ※特定国際種事業(べっ甲) 64 種(亜種を含む。) に関する として行う場合には届出が必 保護 要(第 33 条の 2) 計画策定 増 ※特別国際種事業(象牙)と 殖 して行う場合には登録が必要 ○環境省(+各省)が策定(告示) (第33条の6) ○環境省の保護増殖事業 認定希少種保全動植物園等の認定(第48条の4第1項) 植 6 園認定 物

○認定園が行う希少野生動植物種の譲渡し等については許可手続き不要。